

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

中間処理業(焼却)(破砕)(中和)

佐賀県内の各建設現場・事業場等から排出される下記産業廃棄物を搬入し、中間処理(焼却・破砕・中和)する。焼却後の溶融スラグ及び破砕後の廃石膏ボードは、(財)佐賀県環境クリーン財団の最終処分場(管理型)で埋立処分する。破砕後の木くずは同財団にて焼却処理する。中和された処理水は、焼却施設排水処理設備にて処理後系内使用する。なお一部溶融スラグは、同最終処分場の覆土材として利用する。

最終処分業(管理型)

佐賀県内の各建設現場・事業場等から排出される下記産業廃棄物を搬入し、最終処分(管理型埋立)する。

2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

		産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類	処分方法	処分量 (t・m3/月)	備 考	
					性状	予定排出事業場の名称及び所在地
中 間 処 理 業	焼 却	燃え殻	焼却	80t/月	固形	佐賀県内の焼却炉設置事業場
		汚泥	焼却	850t/月	泥状	佐賀県内の建設現場・各種工場排水処理施設等
		廃油	焼却	150t/月	泥状	佐賀県内の修理工場・食料品製造業
		廃酸	焼却	140t/月	泥状	佐賀県内の化学工場・写真、メッキ関係工場等
		廃アルカリ	焼却	5t/月	泥状	佐賀県内の化学工場・写真、メッキ関係工場等
		紙くず	焼却	25t/月	固形	佐賀県内の建設現場・紙加工品製造事業場等
		木くず	焼却	25t/月	固形	佐賀県内の建設現場・木材加工場等
		繊維くず	焼却	1t/月	固形	佐賀県内の建設現場・天然繊維使用製造工場
		動植物性残さ	焼却	130t/月	固形	佐賀県内の食料品・医薬品製造工場
		ばいじん	焼却	1t/月	固形	佐賀県内の焼却炉設置事業場

前葉よりつづき

中 間 処 理 業	焼 却	廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。)	焼却	490t/月	固形	佐賀県内の建設現場・事業場
		金属くず (自動車等破砕物を含む。)	焼却	5t/月	固形	佐賀県内の建設現場・事業場
		ガラスくず・コンクリートく ず・陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。)	焼却	5t/月	固形	佐賀県内の建設現場・事業場
	破 砕	木くず	破砕	25t/月	固形	佐賀県内の建設現場・木材加工場 等
		がれき類	破砕	10t/月	固形	佐賀県内の建設現場・事業場
		ガラスくず・コンクリートく ず・陶磁器くず	破砕	280t/月	固形	佐賀県内の建設現場・事業場
	中 和	廃酸	中和	140t/月	液状	佐賀県内の化学工場・写真、メッキ 関係工場等
		廃アルカリ	中和	5t/月	液状	佐賀県内の化学工場・写真、メッキ 関係工場等
	最 終 処 分 業	管 理 型 埋 立	燃え殻(熔融スラグ)	埋立	250t/月	固形
汚泥(無機性)			埋立	1000t/月	泥状	佐賀県内の建設現場・各種工場排 水処理施設等
鋳さい			埋立	70t/月	固形	佐賀県内の製鉄所・鋳物工場
がれき類			埋立	4t/月	固形	(財)佐賀県環境クリーン財団 中間処理場(佐賀県唐津市鎮西町 菖蒲2623-1他62筆)
第13号廃棄物			埋立	1t/月	固形	佐賀県内の中間処理場
ガラスくず・コンクリートく ず・陶磁器くず(廃石膏 ボード)			埋立	290t/月	固形	(財)佐賀県環境クリーン財団 中間処理場(佐賀県唐津市鎮西町 菖蒲2623-1他62筆)
		(以下余白)				
備考 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類ごとに記載すること。 最終処分業(管理型)については、石綿含有産業廃棄物を含む。 中間処理業(焼却)(破砕)(中和)については、石綿含有産業廃棄物を含まない。						